

告示第305号

このたび、尾道市瀬戸田町林の一部を地域とする土地改良事業（県営ため池等整備事業林中池地区）の事業施行申請に当たり、土地改良法（昭和24年法律第195号）第85条の2第2項の規定による公告をしたいので、同条第5項において準用する同法第85条第6項の規定により公告します。

なお、この土地改良事業の計画の概要書は次により縦覧に供するので、意見のある者は令和7年11月6日までに尾道市長へ意見書を提出してください。

令和7年10月17日

尾道市長 平 谷 祐 宏



1 縦覧期間

令和7年10月17日から同年11月6日まで

2 縦覧場所

尾道市役所瀬戸田支所しまおこし課及び尾道市ホームページ

3 意見書の提出方法等について

(1) 意見書の提出先

ア 〒722-2492

尾道市瀬戸田町鹿田原1番地9

尾道市役所瀬戸田支所しまおこし課

イ Eメールアドレス std.okoshi@city.onomichi.hiroshima.jp

(2) 意見書の提出期限

令和7年11月6日

(3) 意見書の提出上の注意

ア 意見書の様式は任意ですが、提出する意見書は日本語に限ります。

イ 意見書には、個人にあっては住所及び氏名を、法人にあっては法人名及び所在地を記載してください。これらは、必要に応じ当方から問合せをさせていただく場合があるため、記載していただくものです。

ウ 提出していただいた意見は、公表する場合があるとともに、当該意見に対して個別には回答しませんので、あらかじめ御了承ください。

エ 電話での意見はお受けできません。

オ 郵送での意見書の提出を希望される場合は、尾道市役所瀬戸田支所しまおこし課まで問い合わせてください。

土地改良事業計画概要書

県営ため池等整備事業 林中池地区

尾道市瀬戸田町

土地改良事業計画概要書

第1章 目 的

本ため池は、尾道市瀬戸田町林一帯の農地をかんがいするため池である。平成 25 年度耐震性点検業務により、地震時における堤体法面の安定性が確保されていない結果となっており、近年堤体の老朽化が進み下流法尻からの漏水が認められ、法面の浸食等により、堤体が弱体化し、堤体決壊の危険にさらされている。さらに、堤体の余裕高と洪水吐の流下能力も不足しており、堤体の安全性を確保するため、本ため池は早急な改修を要する。

本ため池の整備を行うことにより、その安全性とため池の持つ本来機能である農業用水の確保を図る。

第2章 地域の所在及び現況

1 地域の所在 広島県尾道市瀬戸田町林に位置する。

2 現 況

(1) 地積

(単位：ha)

所 在 現況地目	地 積				
	田 (ha)	畑 (ha)	原野 (ha)	その他 (ha)	計
尾道市瀬戸田町林	—	38.2	—	—	38.2

(2) 地形

本地域は、尾道市の瀬戸田町の中央部に位置し、標高 4～120mに広がる農振農用地区域である。

(3) 地質

周辺の地質は、中生代白亜紀後期の広島花崗岩を基盤岩として、その上部に新生代第四期完新世に堆積した崖錐性の未固結堆積物が分布している。

(4) 気象

気候は、温暖で降水量が比較的少ない瀬戸内型の気候に属し、地形は中起伏山地となっている。

年間平均気温は 15.3℃、年間総降水量は 1,176.3mm である。

(5) 水利状況

本地域の主要な水源となっているが、地震時における堤体法面の安定性が確保されておらず、常にため池決壊の危険にさらされている。

したがって、ため池本来の農業用用水施設としての機能は十分に果たしていない状況である。

(6) 営農状況

区分	農家 戸数	内訳		耕地 面積 (ha)	一戸当り耕地面積	
		販売農家 (戸)	自給的農家 (戸)		販売農家 (ha)	自給的農家 (ha)
瀬戸田町	380	342	38	470	1.36	0.16
受益地	90	81	9	38.2	0.47	0.05

(7) 地域環境の概況

本地域は、尾道市の瀬戸田町の中央部に位置し、標高 4～120mに広がる農振農用地区域である。

気候は、温暖で降水量が比較的少ない瀬戸内型の気候に属し、地形は中起伏山地となっている。

周辺の地質は、中生代白亜紀後期の広島花崗岩を基盤岩として、その上部に新生代第四期完新世に堆積した崖錐性の未固結堆積物が分布している。

第3章 基本計画

1 工事計画の内容

地区名	種類	数量及び規模
林中池	堤体	二重鋼矢板
	洪水吐	正面越流堰式 越流幅 L=4.10m
	取水施設	斜樋：既設利用 フロート式取水 φ150mm 底樋：既設利用

2 環境配慮

環境調査により確認した保護すべき種となる環境省・広島県の絶滅危惧種・準絶滅危惧種は以下のとおりである。

保護すべき種として 5 種（カヤネズミ、ニホントカゲ、スジヒラタガムシ、ベニイトトンボ、ミゾコウジュ）が発見された。これらの種について、本事業による影響は考えにくいため、保護対応の必要がない。

駆除対象となる特定外来生物・人為的移入種については、3 種（ウシガエル、ブルーギル、カムルチー）が発見された。これらの種については、落水時、下流コンクリート水路内に網目 1 cm の金網ネットを設置し捕獲・駆除を行い、下流域への流出を防止する。また、ウシガエルの成体については、可能な範囲でタモ網などを使用し、直接捕獲・駆除する。

第 4 章 管理の要領

工事完了後は、県の条例により譲り受けた尾道市が、条例及び規則に基づいて適切に管理する。

第 5 章 換地計画の要領

1 換地計画樹立の必要性

該当なし。

2 換地計画樹立の基本方針

該当なし。

3 土地改良法第 5 条第 6 項に基づく国有地等の編入承認に係る地積

該当なし。

第 6 章 費用の概算

420,000 千円（地方事務費 20,000 千円含む）

第7章 効用

〔単位：千円〕

区 分	年効果額	年増加農業所得額	備 考
食料の安定供給の確保に関する効果	△91	127	維持管理費節減効果 (農業生産)
農業の持続的発展に関する効果	16,390	7,097	災害防止効果 (農業関係資産)
農村の振興に関する効果	46,644	—	災害防止効果 (一般資産)
多面的機能の発揮に関する効果	44,780	—	災害防止効果 (公共資産)
計	107,723	7,224	

想定被害額

作 物	147,531 千円
農 地	116,610 千円
農業用施設	116,161 千円
公共施設	1,038,965 千円
家屋その他	1,082,228 千円
計	2,501,495 千円

第8章 他の事業との関係
該当なし。

第9章 計画概要図
別紙のとおり

令和8年度新規

農村地域防災減災事業（県営ため池等整備事業）

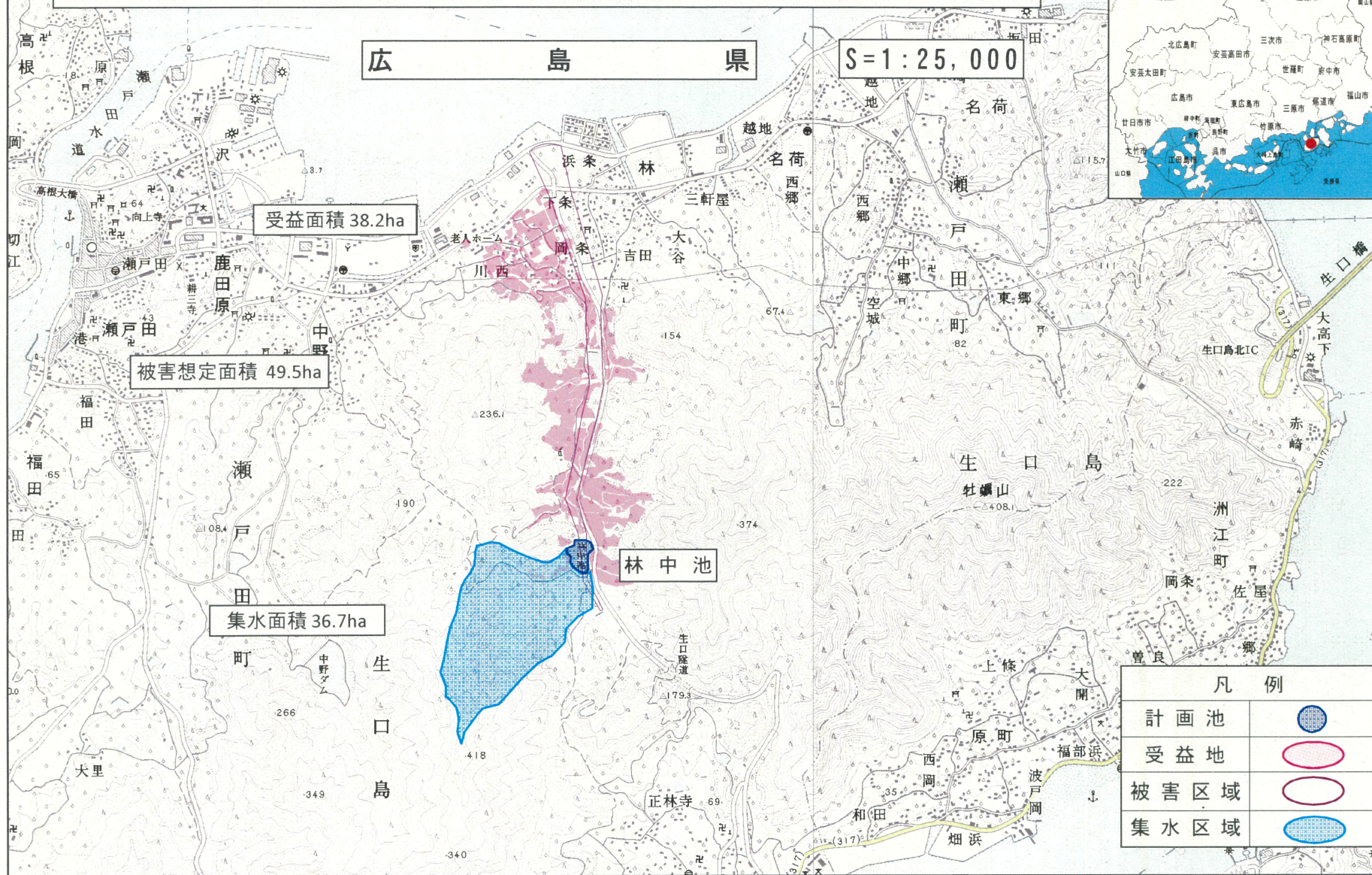
はやしなかいけ

林中池地区 位置図

広島県

S=1:25,000

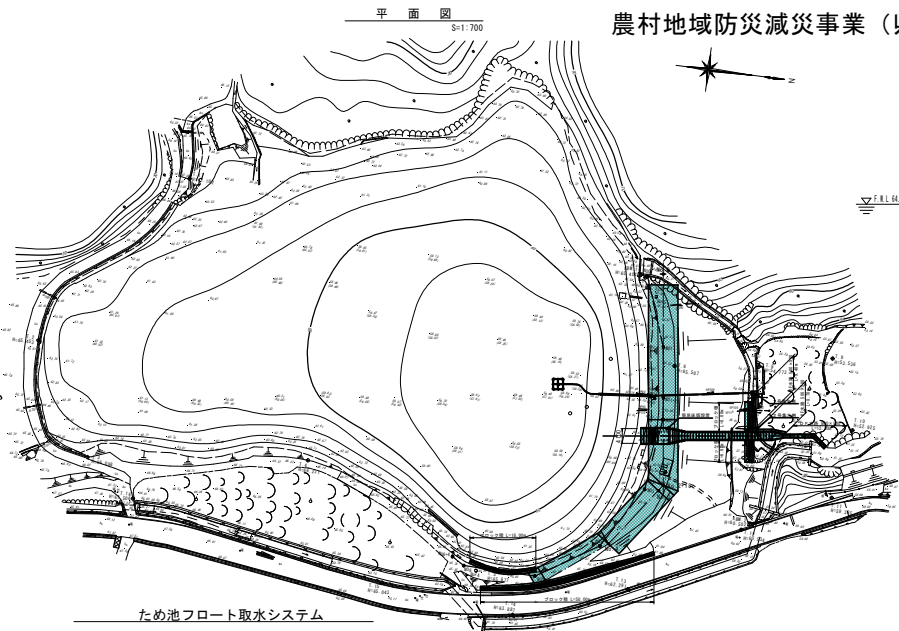
県内位置図



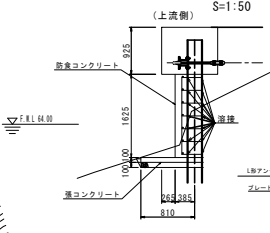
凡例

計画池	
受益地	
被害区域	
集水区域	

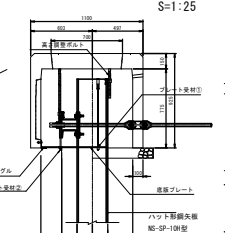
農村地域防災減災事業（県営ため池等整備事業）林中池 計画一般図



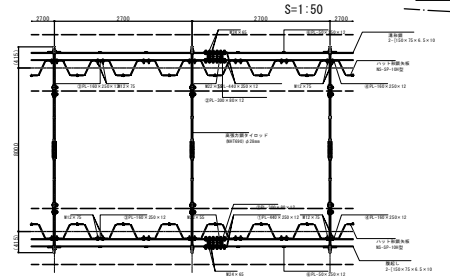
防食コンクリート詳細図



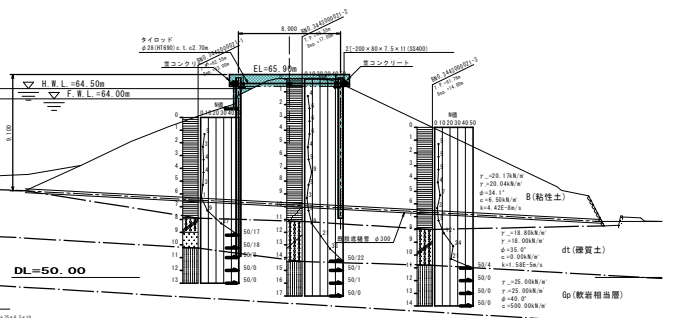
笠コンクリート詳細図



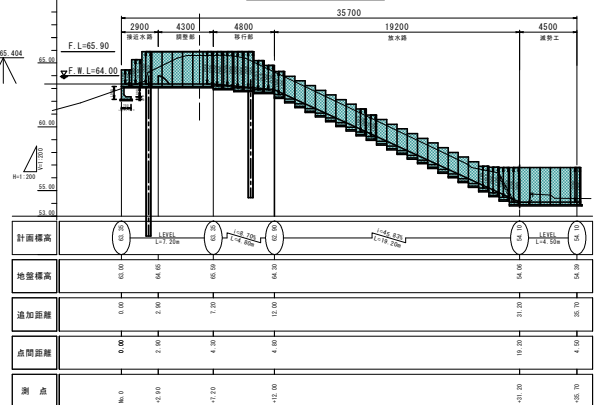
腹起し・タイロッド組立詳細図



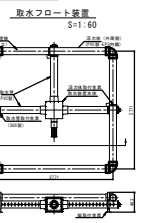
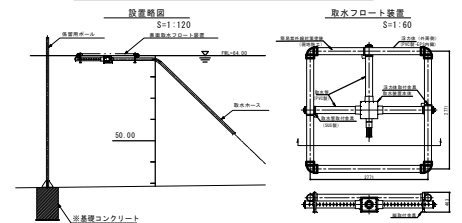
横断面図 S=1:200



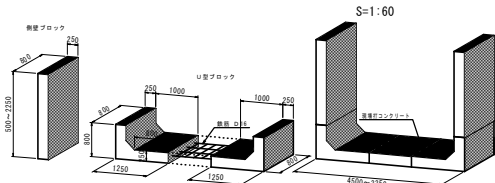
洪水吐縦断面図



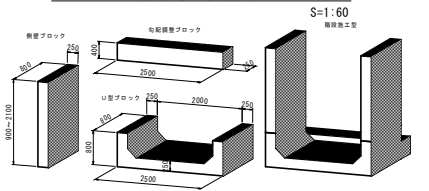
ため池フロート取水システム



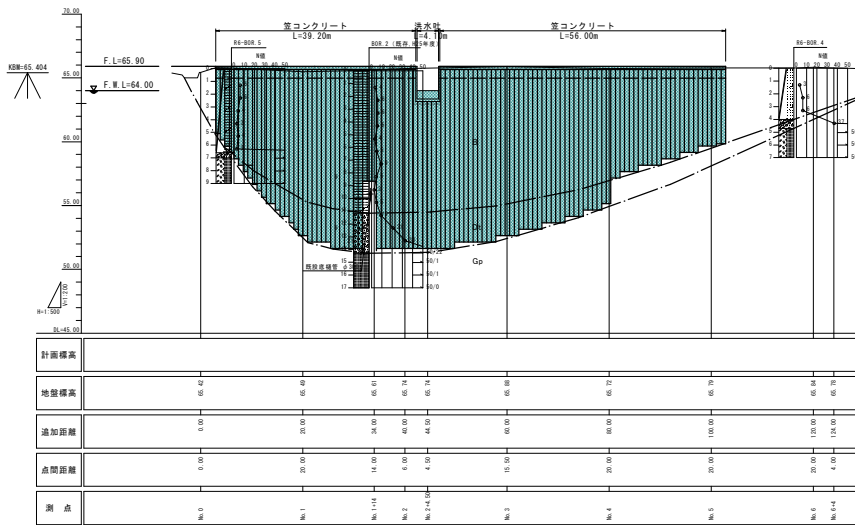
接近水路～移行部（部材詳細図）



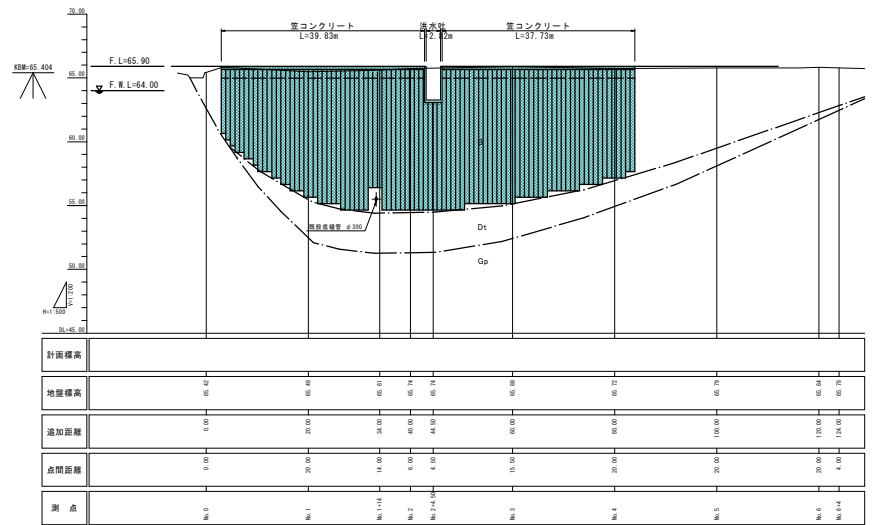
放水路部（部材詳細図）



縦断面図（上流側矢板縦断）



縦断面図（下流側矢板縦断）



工事名	県営ため池整備事業		
図面名	林中池地区 計画一般図		
作成年月日	平成	年	月
縮尺	図示	図面番号	1 / 1
会社名	広島県土地改良事業団連合会		
事務所名	広島県東部農林水産事務所 高田農林事務所		